

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月6日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

**香川県公安委員会規則第5号**

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～30 略					1～30 略				
31 災害対策基本 法（昭和36年法 律第223号）	第13条第1項～第76条第1項 略				31 災害対策基本 法（昭和36年法 律第223号）	第13条第1項～第76条第1項 略			
	第76条第2 項	略				第76条第2 項	略		
	第76条の4	<u>道路管理者に対する 災害時における道路 の区間の指定等の要 請</u>		○					
	第76条の5	略				第76条の4	略		
	第86条の6～第87条 略					第86条の6～第87条 略			
(1) 災害対 策基本法施 行令（昭和 37年政令第 288号）	第20条の2第1項～第33条第1項 略				(1) 災害対 策基本法施 行令（昭和 37年政令第 288号）	第20条の2第1項～第33条第1項 略			
	第33条第2 項	略				第33条第2 項	略		
	第33条の3 第1項	<u>道路管理者からの災 害時における道路の 区間の指定について の通知の受理</u>		○					
(2) 略					(2) 略				
32～56 略					32～56 略				

57 民事訴訟法（平成8年法律第109号）	略		
57の2 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）	第9条第8項	基本計画の作成に係る同意	○
57の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	略		
58～60 略			
61 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）	第20条第2項～第28条第1項 略		
	第28条第2項	略	
	第28条第2項	略	
	第28条第2項	略	
	第28条第2項	国家公安委員会からの通行禁止等に関する事項についての指示に対する措置（原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法第76条の5の読替え適用）	略

57 民事訴訟法（平成8年法律第109号）	略		
57の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	略		
58～60 略			
61 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）	第20条第2項～第28条第1項 略		
	第28条第2項	略	
	第28条第2項	略	
	第28条第2項	略	
	第28条第2項	国家公安委員会からの通行禁止等に関する事項についての指示に対する措置（原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法第76条の4の読替え適用）	略

		第28条第2項～第28条第3項 略	
(1) 原子力 災害対策特 別措置法施 行令（平成 12年政令第 195号）	第8条第2 項	略	
	第8条第2 項		
	第8条第2 項		
	第8条第2 項		
	第8条第2 項		
	第8条第2 項	<u>道路管理者からの災 害時における道路の 区間の指定について の通知の受理（原子 力緊急事態宣言があ ったときから原子力 緊急事態解除宣言が あるまでの間におけ る災害対策基本法施 行令第33条の3第1 項の読替え適用）</u>	
62～64 略			
64の2 都市再生 特別措置法（平 成14年法律第22 号）	第46条第11 項	都市再生整備計画に 関する市町との協議 及びその同意	略
	第81条第6 項	<u>立地適正化計画の作 成に係る協議</u>	○
	第81条第16 項	<u>立地適正化計画の変 更に係る協議（第81 条第6項の準用）</u>	○
65～68の6 略			

		第28条第2項～第28条第3項 略	
(1) 原子力 災害対策特 別措置法施 行令（平成 12年政令第 195号）	第8条第2 項	略	
	第8条第2 項		
	第8条第2 項		
	第8条第2 項		
	第8条第2 項		
	第8条第2 項		
62～64 略			
64の2 都市再生 特別措置法（平 成14年法律第22 号）	第46条第11 項	都市再生整備計画に 関する市町との協議	略
	第81条第6 項	<u>立地適正化計画の作 成に係る協議</u>	○
	第81条第16 項	<u>立地適正化計画の変 更に係る協議（第81 条第6項の準用）</u>	○
65～68の6 略			

68の7 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）

第5条第7項	地域公共交通網形成計画の作成に係る協議	略	
第5条第8項	作成された地域公共交通網形成計画の受理		
第5条第10項	地域公共交通網形成計画の変更に係る協議（第5条第7項の準用）		
第5条第10項	変更された地域公共交通網形成計画の受理（第5条第8項の準用）		
第8条第3項～第14条第7項 略			
第27条の2第4項	地域公共交通再編実施計画に係る意見の聴取に対する回答		○
第27条の2第5項	作成された地域公共交通再編実施計画の受理		○
第27条の2第6項	地域公共交通再編実施計画の変更に係る意見の聴取に対する回答（第27条の2第4項の準用）		○
第27条の2第6項	変更された地域公共交通再編実施計画の受理（第27条の2第5項の準用）		○
第27条の3第4項	地域公共交通再編実施計画の認定に係る意見の聴取に対する回答		○

68の7 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）

第5条第6項	地域公共交通総合連携計画の作成に係る協議	略	
第5条第7項	作成された地域公共交通総合連携計画の受理		
第5条第9項	地域公共交通総合連携計画の変更に係る協議（第5条第6項の準用）		
第5条第9項	変更された地域公共交通総合連携計画の受理（第5条第7項の準用）		
第8条第3項～第14条第7項 略			
第21条第3項	乗継円滑化実施計画に係る意見の聴取に対する回答		○
第21条第4項	定められた乗継円滑化実施計画の受理		○
第21条第5項	乗継円滑化実施計画の変更に係る意見の聴取に対する回答（第21条第3項の準用）		○
第21条第5項	変更された乗継円滑化実施計画の受理（第21条第4項の準用）		○
第22条第4項	乗継円滑化実施計画の認定に係る意見の聴取に対する回答		○

	第27条の3 第6項	地域公共交通再編実施計画の変更の認定に係る意見の聴取に対する回答（第27条の3第4項の準用）		○
第30条第5項・第30条第7項 略				
(1) <u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、地域公共交通再編実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（平成19年内閣府令・国土交通省令第2号）</u>	第1条	道路運送高度化実施計画、 <u>地域公共交通再編実施計画</u> 又は新地域旅客運送事業計画の認定に係る意見を求める旨の書面等の受理	略	
	第4条	略		
	第5条	道路運送高度化実施計画、 <u>地域公共交通再編実施計画</u> 又は新地域旅客運送事業計画の変更の認定に係る意見を求める旨の書面等の受理（第1条の準用）	略	
第5条	略			
68の8・68の9 略				
68の10 都市の低炭素化の促進に関する法律（平	略			

	第22条第7項	乗継円滑化実施計画の変更の認定に係る意見の聴取に対する回答（第22条第4項の準用）		○
第30条第5項・第30条第7項 略				
(1) <u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、乗継円滑化実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（平成19年内閣府令・国土交通省令第2号）</u>	第1条	道路運送高度化実施計画、 <u>乗継円滑化実施計画</u> 又は新地域旅客運送事業計画の認定に係る意見を求める旨の書面等の受理	略	
	第4条	略		
	第5条	道路運送高度化実施計画、 <u>乗継円滑化実施計画</u> 又は新地域旅客運送事業計画の変更の認定に係る意見を求める旨の書面等の受理（第1条の準用）	略	
第5条	略			
68の8・68の9 略				
68の10 都市の低炭素化の促進に関する法律（平	略			

成24年法律第84号)					成24年法律第84号)
68の11 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）	第17条第3項	区域計画の作成に係る協議及びその同意		○	
69～100 略					69～100 略
備考略					備考略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。